



**愁夏** 頭上に可憐な花を見る。優しい色にどこか郷愁を覚え、花の名前を見れば「ブーゲンビリヤ」と記されていた。オリンピックの喧噪に些か疲れを覚えた今日この頃、ひっそりと咲くこの花が、在りし日の戦いを思いおこさせる。南の島で、望郷の想いにかられた同胞の心根を感じ、しばし花の下で刻を過ごす。どれほど日本を想い、家族への言葉を、花の下で語ったであろうかと思えば、涙があふれる。平和な日本は、多くの人の命で支えられて来たのだから。可憐な花は、今、私たちにそれを語りかけている。本当にありがとう！(堺大仙公園緑化センターにて) 写真と文 藤本 俊一(APA/JPS)

- 健康診断や保健指導に関するお申し込み・お問い合わせは「協会けんぽ」へ
- 健康保険被保険者証の交付について
- 被保険者賞与支払届の提出はお済みですか
- 年金相談センターのご案内
- お願い
- 第28回健康保険大阪府ボウリング大会おわる
- 社保俳壇

**職場内で回覧しましょう**

# 健康診断や保健指導に関する お申し込み・お問い合わせは「協会けんぽ」へ

平成20年10月から

政府管掌健康保険については、現在、国（社会保険庁）が運営していますが、平成20年10月1日から、新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなります。

これに伴い、健康診断および保健指導に関するお申し込み・お問い合わせ先が社会保険健康事業財団大阪府支部から「全国健康保険協会大阪支部（協会けんぽ）」へ変わります。



- 9月30日までに社会保険健康事業財団大阪府支部に提出された申込書などは、10月以降、すべて全国健康保険協会大阪支部へ引き継がれます。
- 9月30日までに社会保険健康事業財団大阪府支部より発行された特定健康診査受診券は、年度内（平成21年3月31日まで）であれば、使用することが可能です。

## 健康保険被保険者証の交付について

健康保険被保険者証につきましても、全国健康保険協会大阪支部で交付することとなり、社会保険事務所窓口での交付は平成20年9月30日までとなります。

平成20年10月からは、健康保険被保険者証は後日郵送により交付となります。



大阪府社会保険事務局・社会保険事務所

健康保険・  
厚生年金保険

## 被保険者賞与支払届の提出はお済みですか

被保険者に対して賞与を支給された場合は、「被保険者賞与支払届」および「賞与支払届総括表」を提出していただくことになります。

また、賞与支払予定月として届け出されている場合は、当該月に賞与の支給がなくても、「被保険者賞与支払届総括表」の提出は必要となります。

被保険者賞与支払届等の提出がまだお済みでない場合は、至急提出していただきますようお願いします。お問い合わせ、ご提出は管轄の社会保険事務所へ。

# 年金相談センターのご案内

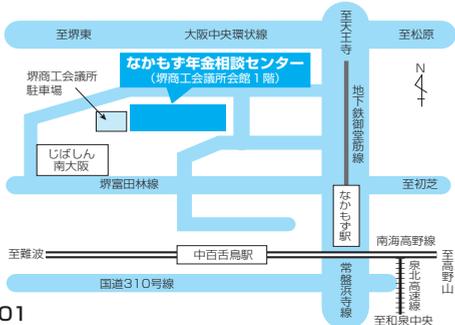
『年金相談センター』は社会保険事務所の年金相談専門の窓口として、年金の相談や請求の受付等を行う国の機関です。多くの方にご利用いただけるよう相談体制の充実を図り、皆様の相談に応じてまいります。管轄は問いませんのでお気軽にお越しください。

なお、来訪される方の年金相談を専門に行っていますので、電話による相談は、社会保険事務所へお問い合わせください。

## 堺東社会保険事務所なかもず年金相談センター

〒591-8025 堺市北区長曾根町130-23 堺商工会議所会館1階

- 南海電鉄高野線「中百舌鳥駅」北出口 徒歩5分
  - 地下鉄御堂筋線「なかもず駅」2号出口 徒歩5分
- ※お車でお越しの際は、堺商工会議所会館駐車場をご利用ください。

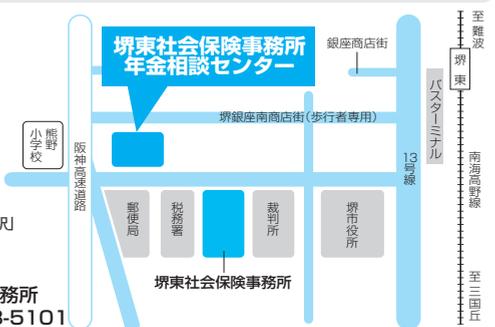


堺東社会保険事務所  
TEL 072-238-5101

## 堺東社会保険事務所年金相談センター

〒590-0077 堺市堺区中瓦町1丁1-21 堺東八幸ビル7階

- 南海高野線「堺東駅」西出口 徒歩5分



堺東社会保険事務所  
TEL 072-238-5101

## 豊中社会保険事務所年金相談センター

〒560-0021 豊中市本町1-1-3 豊中高架下店舗南ブロック1階

- 阪急宝塚線「豊中駅」南改札口 徒歩1分

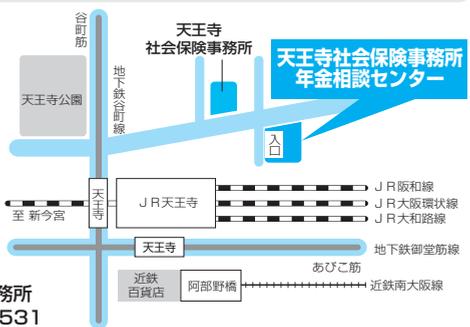


豊中社会保険事務所  
TEL 06-6848-6831

## 天王寺社会保険事務所年金相談センター

〒543-0054 大阪市天王寺区南河堀町10-17 ACTY天王寺2階

- J R「天王寺駅」北口 徒歩3分 (ACTY天王寺のエレベーターをご利用ください)

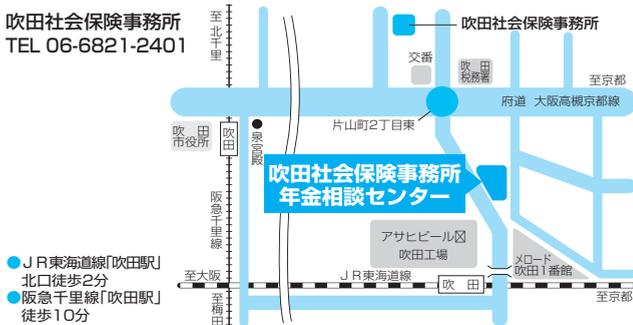


天王寺社会保険事務所  
TEL 06-6772-7531

## 吹田社会保険事務所年金相談センター

〒564-0082 吹田市片山町1-3-1 メロード吹田2番館10階

吹田社会保険事務所  
TEL 06-6821-2401



- J R東海道線「吹田駅」北口 徒歩2分
- 阪急千里線「吹田駅」徒歩10分

## 枚方社会保険事務所年金相談センター

〒573-0032 枚方市岡東町5-23 アーバンエース枚方ビル2階

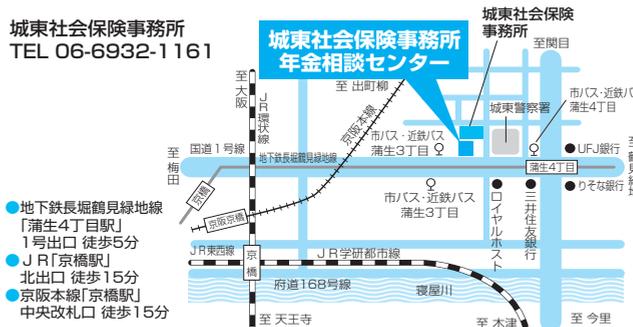
- 京阪本線「枚方市駅」中央口 徒歩2分

枚方社会保険事務所  
TEL 072-846-5011

## 城東社会保険事務所年金相談センター

〒536-0005 大阪市城東区中央1-8-24 東洋プラザ蒲生ビル1階

城東社会保険事務所  
TEL 06-6932-1161



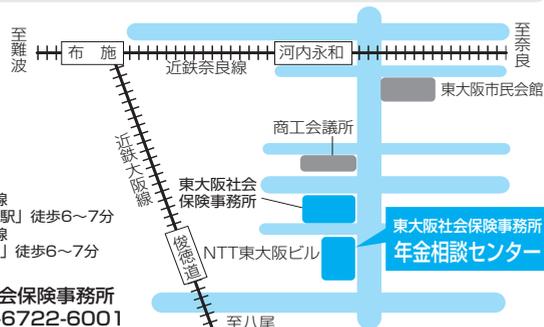
- 地下鉄長堀鶴見緑地線「蒲生4丁目駅」1号出口 徒歩5分
- J R「京橋駅」北出口 徒歩15分
- 京阪本線「京橋駅」中央改札口 徒歩15分

## 東大阪社会保険事務所年金相談センター

〒577-0809 東大阪市永和1-18-12 NTT東大阪ビル1階

- 近鉄奈良線「河内永和駅」徒歩6~7分
- 近鉄大阪線「俊徳道駅」徒歩6~7分

東大阪社会保険事務所  
TEL 06-6722-6001



○なかもず年金相談センター以外は駐車場の設備がございませんので、ご来訪は公共交通機関をご利用ください。  
○ご相談の際は、本人確認のため年金手帳や年金証書等、基礎年金番号がわかる書類をお持ちください。また、代理の方が相談に来られるときには、委任状および相談者の身分証明書または運転免許証等が必要です。

お願い

当協会の電話番号は**06-6445-3013**です。

平成16年1月から政府管掌健康保険被保険者証はカード式になりましたが、その際お配りしたビニールカバーに記載の当協会の電話番号は、その後移転に伴い変わっております。旧の番号でおかけになりますと相手様にご迷惑になりますので、被保険者の皆様にもご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

財団法人 大阪府社会保険協会

第28回

## 健康保険大阪府ボウリング大会おわる

第28回健康保険大阪府ボウリング大会が8月30日(土)新三国アルゴで開催され、終日熱戦が繰りひろげられました。

成績は次のとおりです。

**優勝** 木本 雅之 591ピン (サノヤス産業(株))

**準優勝** 影山 孝明 587ピン (株)三亜製作所)

**第3位** 浅井 一夫 583ピン (シノブフーズ(株))



## 社保俳壇

後藤比奈夫・選評

丁稚にも鱧ゆきわたり祭の夜

大阪蒲団(株) 行藤郁代

大阪や京都の夏の祭りには、御馳走に鱧を食べるのがならわし。鱧は骨切りが難しいので、下々の者にはふだん中々口に入らない。でっちは弟子から転じた言葉。今は余り使われないが、古い商家などに年季奉公に出て修業する若者たち。他家での修業なので甘やかされることはない。そんな丁稚たちにも祭りの夜には鰻料理が行き渡って振舞われるのである。

京神サービス(株) 白石紀子

傘ぬちに収まりきらぬ街酷暑

今年の猛暑は日傘をさしたぐらいでは収まりきらない暑さ。そんな街の酷暑の中を日傘で身を守って歩いている作者。

(株)山本運送店 山本かずよ

河童忌や法話の後の落語会

河童忌は七月二十四日、芥川龍之介の忌日。忌を修したあと僧の法話があり、そのあとがらりと一転して落語の会が催されたのである。人を食った計らいが如何にも芥川思らしいのである。

読売大阪南販売(株) 津村典子

入道雲夏を一手に引き受けぬ

(株)ソニックス 角中徳義

青鷺の居る田安心米作り



(有)レイコー 勝山禮子

雲湧きて忽ち夕立沸騰す

エクセル・ロジ(株) 村島麗門

八月の鬼灯の朱静かなる

(株)小西商店 池田節子

守る事生き甲斐にして夏暖簾

岩本産業(株) 岩本治朗

蟻地獄我に助けを求めむ

(有)大青鉄工 佐藤豊子

命名は男前でふ冷奴

(株)カワデン 松永均

日盛りに帽子の列や奉仕団

北野実業(株) 北野まゆ美

富士登山続く灯りの一本道

(株)サンデザインワーク 三木暉之

風鈴に風の道あけ風を待つ

(株)タウン設計 宮武藤江

遠雷に外出を躊躇してをりし

(有)ロック紳士服 西森嘉治

雷鳥の即かず離れず岩影に

(株)福本青果 福本久子

打ち寄せて藻屑のほふ浜晩夏

(株)サンクス 北山和郎

学食のジャンボカレーや扇風機

(株)釘長商店 西浦嘉子

たんぼばや農道一本どこまでも

平成20年10月

# 誕生!



## 全国健康保険協会

～政管健保から「協会けんぽ」へ～

全国の中小企業等で働く従業員やその家族（約3600万人）の皆様が加入されている健康保険（政府管掌健康保険）は、現在、国（社会保険庁）で運営していますが、平成20年10月1日、新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することとなります。協会の職員は民間より採用してそのノウハウを積極的に取り入れ、業務の効率化やサービスの向上を徹底し、国民の期待に応えることのできる非公務員型の新しい形の保険者となります。





# に生まれ変わります



## 変わらないこと

### 保険給付や自己負担は同じ

医療機関で受診された場合の自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、傷病手当金などの現金給付の金額や要件など、健康保険の給付の内容は、協会設立後もこれまでと変わりません。



### 加入申請や保険料納付先は社会保険事務所

健康保険の加入や保険料の納付の手続きは、従来と同様、最寄りの社会保険事務所（社会保険庁）において、お勤めの会社（事業所）を通じて行います。

※傷病手当金等の現金給付や任意継続等に関する申請の受付や相談は協会の各都道府県支部で行います。

### 保健事業等は従来どおり実施

従来どおり、全国健康保険協会は健康保険の保険者として、健診や情報提供、保健指導等の保健事業等を実施します。また、平成20年4月より保険者に義務づけられた特定健診と特定保健指導も実施し、皆様の健康づくりをお手伝いします。

### 設立時の保険料は変わりません

本年10月の協会設立時の健康保険の保険料率は、9月30日までの政府管掌健康保険の保険料率8.2%、介護保険料率1.13%が適用されます。

なお、協会設立後、1年以内に、都道府県毎に地域の医療費を反映した保険料率に設定することとなります。年齢構成や所得水準の違いを都道府県間で調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定することとなっています。

また、都道府県別保険料率への移行に当たり、保険料率が大幅に上昇する場合には激変緩和措置を講ずることとなっています。



### 被保険者証は順次新しくなります

10月1日以降に新たに協会けんぽに加入された方や被保険者証の再交付の手続きをされた方には、全国健康保険協会から新しい被保険者証が発行されます。従前から政府管掌健康保険に加入されていた方には、10月以降順次、協会名の新しい被保険者証への切替えが行われます。

被保険者証の切替えが完了するまでは、現在お持ちの被保険者証は引き続き医療機関等で使用できます。

なお、切替えの期間等の具体的な内容については、今後、会社（事業所）や各種広報を通じてお知らせをしていきます。

# 全国健康保険協会の給付と事業

## ① 保険給付

本人(被保険者)

### 病気やけがをしたとき

療養の給付	医療費の7割(70歳以上は9割または7割)
保険外併用療養費	保険外の療養を併用したときの保険診療部分
療養費	立て替え払いした後で協会に請求すれば一定基準の現金を支給
高額療養費 合算高額療養費	1ヵ月1件の医療費自己負担額が一定の額を超えたとき、超えた額を支給(世帯合算等の負担軽減措置あり)
訪問看護療養費	定められた全費用の7割(70歳以上は9割または7割)
入院時食事療養費	1日3食780円を限度に1食260円(市町村民税非課税者は負担軽減措置あり)を超えた額
入院時生活療養費	65歳以上の方が療養病床に入院中のとき、食事・居住費用の「標準負担額」を超えた額
移送費	算定基準額内の実費

### 病気やけがで働けないとき

傷病手当金	休業1日につき標準報酬日額の3分の2相当額を1年6ヵ月間
-------	------------------------------



### 出産をしたとき

出産手当金	休業1日につき標準報酬日額の3分の2相当額を出産の日以前42日(多胎98日。出産予定日が遅れた期間も支給)、出産の日後56日間
出産育児一時金	1児につき350,000円

### 死亡したとき

埋葬料(費)	50,000円
--------	---------

家族(被扶養者)についての給付は、保険給付名が「家族療養費」等と変わるだけで、内容は被保険者本人と変わることはありません(家族の方には傷病手当金と出産手当金の給付はありません)。

## ② 各種事業

全国健康保険協会では、皆様の健康づくり支援のため、高額医療費貸付事業、出産費用貸付事業、各種健康に関する講習会、体力づくり事業などを実施してまいります。とくに40~74歳の被保険者には従来の生活習慣病予防健診を充実させ、平成20年4月より実施が義務づけられた「特定健診」に対応した内容となっています。また、ご家族の方(40~74歳の被扶養者)に対しても「特定健診」を実施していますので、積極的にご利用ください。

## 特定健康診査・特定保健指導が始まりました

~40歳から74歳までの被保険者と被扶養者(家族)が対象です

日本人の生活習慣の変化等により、近年、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群が増加しており、それを原因とする死亡は、全体の約3分の1にもものぼると推計されています。

平成20年4月からスタートした、生活習慣病予防のための新しい健診・保健指導を積極的に利用し、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けましょう。

### 特定健康診査とは?

特定健康診査は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診で、以下の項目を実施します。

#### 基本的な検査項目

- 質問票(服薬歴、喫煙歴等)
- 身体計測(身長、体重、肥満度、腹囲)
- 身体診察
- 血圧測定
- 血液検査・脂質検査(中性脂肪、HDL、LDL)・肝機能検査(GOT、GPT、r-GTP)・血糖検査(空腹時血糖またはHbA1c)
- 検尿(尿糖、尿蛋白)

詳細な健診の項目 ※一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施

- 心電図
- 眼底検査
- 貧血検査(赤血球、血色素量、ヘマトクリット値)

### 特定保健指導とは?

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートをします。

特定保健指導には、リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援があります(よりリスクが高い方が積極的支援対象)。



平成20年10月1日以降のお問い合わせは、全国健康保険協会大阪支部へ

全国健康保険協会大阪支部

所在地：大阪市中央区平野町2-3-7

アーバンエース北浜ビル11階

電話：06-6201-7070